

新規加入・更改のご案内

団体勤務医師賠償責任保険 のご案内

(医師賠償責任保険)

団体割引
20%



保険期間 2024年4月1日午後4時から1年間

募集締切 2024年2月16日(金)まで

中途加入は
随時受付けて
おります。

勤務医師賠償責任保険の概要

医療事故の現状について

●愛知県医師会 医療安全対策委員会の取り組み

愛知県医師会の医療安全対策委員会は毎月1回開催され、会員から報告される医療事故疑義案件等について、医師・学識経験者および顧問弁護士を交えて「有無責」の判断を行っております。

医療安全対策委員会に報告される案件には、医療事故疑義事案だけではなく患者からの一方的な申し立てレベルの案件や施設内事故も含まれております。

1. 医療安全対策委員会報告件数

年度	件数
2014年度	212
2015年度	212
2016年度	183
2017年度	224
2018年度	255
2019年度	209
2020年度	229
2021年度	205
2022年度	203

2. 診療科目ごとの医療事故の件数

診療科目	2022年度	
	割合	
内科	30%	
小児科	2%	
精神科(神経科)	2%	
皮膚科	4%	
外科	6%	
整形外科	19%	
脳神経外科	4%	
泌尿器科	5%	
産婦人科	7%	
眼科	3%	
耳鼻咽喉科	3%	
その他	15%	

医療事故における高額賠償への備えの重要性について

近年、医療訴訟における賠償金は高額化の傾向にあり、判決額が1億円を超える事例も珍しくありません。また、裁判の審理期間(結審までの期間)も約2年となっており、判決額に付加される遅延損害金(法定利息(3%)で算出)も高額になる恐れがあります。また、和解や訴外において解決した事案においても、1億円を超える事案は多くあるのが実態となっております。

●判決による高額賠償事例または和解による高額保険金お支払事例

判決年/和解年	支払保険金額	受診科目	事故内容
2014年	約1億706万円	産婦人科	帝王切開の分娩で、児が胎便吸引症候群を引き起こし、低酸素性虚血性脳症が発症、脳性麻痺障害が残存
2014年	約2億75万円	歯科・口腔外科	顎変形症に対する手術施行2日後、呼吸停止から意識レベル低下となり、ICUで加療
2014年	約1億394万円	耳鼻科	甲状腺腫大に対してPEIT施術を行ったが、途中酸素飽和度が急激に低下し、後日低酸素脳症残存。係争中に死亡
2014年	約1億120万円	小児科	腹腔鏡下噴門形成術の際、空気塞栓症による低酸素脳症を発症。その後、いわゆる植物状態となった
2014年	約1億471万円	内科	骨髄検査のため胸骨から骨髄穿刺実施。穿刺後、心タンポナーデとなり後遺障害1級となった
2015年	約1億253万円	外科	心房室中隔欠損症に対する心内修復術後、脊髄障害発生
2015年	約1億102万円	救急救命センター	心筋梗塞の見落としにより、再発にて低酸素脳症となり、高次脳機能障害が遺残した
2015年	約1億7,132万円	小児科	出生後の腹腔内出血のショックにより、児に障害が残存
2017年	約1億1,400万円	循環器内科	心房細動に対するカテーテル治療中に右中大脳動脈閉塞症を発症

(注)上記の金額には、弁護士費用などの訴訟費用は含まれておりませんので、全体の費用は上記金額を更に上回る金額となります。

1 この保険は…

●医療上の事故(医師特約条項)

医師が日本国内において行った医療上の過失によって、患者に身体障害(障害に起因する死亡を含みます。)が発生し、保険期間中に患者またはその遺族により損害賠償請求を提起された場合、患者またはその遺族に対して被保険者が負担する法律上の賠償責任を補償します。

賠償責任保険では、被保険者(保険の補償を受けられる方)に法律上の損害賠償責任が生じた場合、被害者に対して支払わなければならない損害賠償金(自己負担額を設定している場合は、自己負担額を控除した額)を保険金額(お支払いする保険金の限度額)の範囲内でお支払いします。

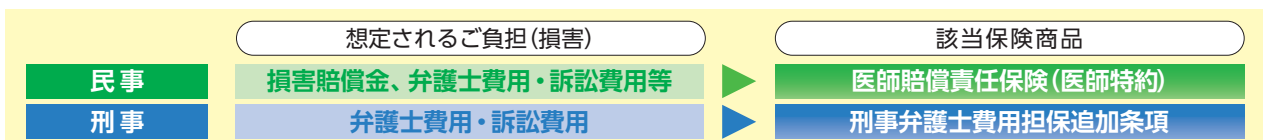
*ただし、いかなる場合も医療施設の開設者の責任を肩代わりするものではありません。

刑事弁護士費用担保追加条項

(医師特約条項用)

この追加条項は、「刑事事件」に関する弁護士費用・訴訟費用について補償する追加条項です。被保険者(補償の対象となる方)である個人の医師が、日本国内で行った医療行為またはそれに付随する行為に起因して、業務上過失致死傷罪の疑いで保険期間中に送検された場合に、被保険者が弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。(起訴後の費用を含みます。ただし、被保険者の有罪の確定(注)がなされた刑事事件を除きます。)

(注)有罪の確定…第一審、控訴審または上告審の判決により、有罪が確定することをいいます。ただし、第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合におけるその第一審またはその控訴審の判決を除きます。



刑事弁護士費用担保追加条項の概要

●保険金額

保険期間(1年)を通じて500万円となります。

●保険期間と保険金をお支払いする場合の関係

この追加条項では、保険期間中に送検された場合に、業務上過失致死傷罪の疑いとなる行為を行った時から刑の確定の時(注)までに発生した弁護士費用または訴訟費用に対して保険金が支払われます。

(注)刑の確定の時とは、次のいずれかの時をいいます。

- ①刑事事件について、検察官が不起訴と判断した時(注1)
 - ②裁判所が略式命令を発した時(注2)
 - ③第一審、控訴審もしくは上告審の判決により、有罪または無罪が確定した時(注3)
- (注1)ただし、検察審査会で起訴相当または不起訴不当の議決がなされた場合を除きます。
 (注2)ただし、その略式命令の告知後に公判請求がなされた場合を除きます。
 (注3)ただし、第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合におけるその第一審およびその控訴審の判決を除きます。

●ご加入方法(割増保険料なしで自動セットされます。)

医師賠償責任保険(医師特約条項)にご加入いただくことにより、自動的に、この追加条項がセットされます。

(注)一人医師医療法人の開設者は個人とみなします。

●用語のご説明

業務上過失致死傷罪	刑法第211条第1項に定める業務上過失致死罪および業務上過失致傷罪をいいます。
送検	刑事訴訟法第203条第1項または同第246条に定める検察官に対する事件送検をいいます。
刑事事件	被保険者の医療の対象者が死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検される事件をいいます。
弁護士費用	被保険者が損保ジャパンの同意を得て支出した弁護士の着手金、報酬、法律相談料、日当、実費等をいいます。
訴訟費用	刑事訴訟費用等に関する法律第2条に定める旅費、日当、宿泊料、鑑定料、報酬その他の給付をいい、刑事訴訟法第500条の2の規定に従って、被保険者が予納した訴訟費用を含みます。

2 お支払いする保険金は…

●医師特約条項

- ①法律上の損害賠償金(治療費、休業損失、慰謝料など)
 - ②争訟費用等(損保ジャパンの事前の承認を得て支出した訴訟費用や弁護士報酬など)
- *法律上の賠償責任が生じないにもかかわらず相手方に支払われた見舞金等は保険金のお支払対象にはなりません。

3 医療付随業務担保追加条項(オプション契約)

勤務医契約において、医療行為以外の業務に付随する損害をお支払いする保険です。

1. 保険金をお支払いする場合

以下に掲げる損害について保険金をお支払いします。

(1)付随業務担保条項

- 被保険者が日本国内において業務を遂行することにより、保険期間中に生じた第三者(患者・付添人など)の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害
- 被保険者が日本国内において業務を行うにあたり、受託物(身の回り品等の財物)が滅失、損傷もしくは汚損したこと、または盗取もしくは詐取されたことに起因して、受託物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害

(2)人格権侵害担保条項

- 被保険者の業務の遂行に起因して、保険期間中に被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行った不当行為(注)により、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害

(注)不当行為

- ・不当な身体拘束による自由の侵害または名誉き損
- ・口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名誉き損またはプライバシーの侵害

担保条項	対象となる損害	お支払限度額	自己負担額	縮小てん補割合	保険期間1年・一括払・ 団体割引20% 追加保険料 800円
付随業務担保条項	受託物以外の損害	1事故・期間中限度額 1億円	なし	なし	
	受託物に対する損害	1事故 50万円	なし	なし	
人格権侵害担保条項	人格権の侵害に起因する損害	1被害者につき1,000万円 一連の損害賠償請求について、 かつ保険期間を通じて1億円	なし	なし	

2. 想定される事故例

- ①勤務医師が患者から預かった物を損壊させた。
- ②勤務医師が医師会主催の講習会に自転車で向かっている際に、通行人と接触してしまい、ケガを負わせてしまった。

4 保険の補償を受けられる方(被保険者)は…

この保険の被保険者は、一般医院・診療所、歯科診療所、病院、介護老人保健施設、介護医療院に勤務されている医師の方です。また、勤務される医療施設が複数ある場合でも、日本国内の医療行為であれば各々の医療施設における医療業務がすべて対象となります。

*医療施設を開設あるいは責任者として管理されている方の開設者責任、管理者責任は補償の対象となりませんので、別の医師賠償責任保険(病院契約・診療所契約)にご加入ください。

加入資格

…この契約は愛知県医師会を契約者とする団体契約ですので、ご加入にあたってはご本人または勤務先医療機関の開設者あるいは管理者の先生が愛知県医師会の会員であることが必要です。

5

加入型と保険料(保険期間:1年間、団体割引:20%、一括払)

1. 日本医師会

A①会員・A②(B)会員・A②(C)会員の先生

E型	保険金額		保険料
	加入型	対人:1事故	対人:保険期間中
E1	100万円	300万円	1名・1年間につき 4,000円

※上記を超える金額部分については、日本医師会の「日本医師会医師賠償責任保険」での対応となります。

F200型(2億円プラン)にはすでに600名以上の先生にご加入いただいております。
近年、賠償金の高額化の傾向があります。万が一に備えた高額プランへのご加入をお勧めします。

2. 上記以外の先生

F型	保険金額	
加入型	対人:1事故	対人:保険期間中
F300	3億円	9億円
F200	2億円	6億円
F100	1億円	3億円
F50	5,000万円	1億5,000万円
F10	1,000万円	3,000万円

保険料	
1名・1年間につき	医療付随業務 担保特約付帯
62,400円	63,200円
51,568円	52,368円
40,664円	41,464円
28,704円	29,504円
14,200円	15,000円

保険料	
1名・1年間につき	医療付随業務 担保特約付帯
9,888円	10,688円
7,648円	8,448円
5,408円	6,208円
4,288円	5,088円
3,296円	4,096円

※現在、F70およびF30型にご加入の先生方には個別の更改のご案内をさせていただきます。

3. 歯科医の先生

中途加入保険料

中途加入は「加入依頼書」と「保険料振込」の確認ができた日から責任が開始されます。

〔一括払 単位:円〕

加入月	F300	F200	F100	F50	F10	E1	医療付随業務 担保特約
4月	62,400	51,568	40,664	28,704	14,200	4,000	800
5月	57,200	47,271	37,275	26,312	13,017	3,667	733
6月	52,000	42,973	33,887	23,920	11,833	3,333	667
7月	46,800	38,676	30,498	21,528	10,650	3,000	600
8月	41,600	34,379	27,109	19,136	9,467	2,667	533
9月	36,400	30,081	23,721	16,744	8,283	2,333	467
10月	31,200	25,784	20,332	14,352	7,100	2,000	400
11月	26,000	21,487	16,943	11,960	5,917	1,667	333
12月	20,800	17,189	13,555	9,568	4,733	1,333	267
1月	15,600	12,892	10,166	7,176	3,550	1,000	200
2月	10,400	8,595	6,777	4,784	2,367	667	133
3月	5,200	4,297	3,389	2,392	1,183	333	67

※上記保険料は団体割引20%を適用しております。
※歯科医の先生の中途加入保険料については、取扱代理店までお問い合わせください。

● 中途加入例

F200型に中途加入
①6月9日に加入依頼書を送付
②6月12日に振込完了(13日に着金確認)



保険料〔円〕	保険始期
42,973	2024年6月13日

6 ご加入手続は

1. 加入型の選択

P3の表(⑤加入型と保険料)からご加入の型をご選択ください。

2. 加入依頼書の返送

同封の加入依頼書に必要事項をご記入のうえご返送ください。

3. 保険料の払込

同封の振込依頼書にてお振込み願います。

なおご継続で口座振替のお手続きをされている先生は、指定口座より振替させていただきます。変更・中止等の場合はお申し出ください。

*記入方法につきましては、下記記載例をご覧ください。

*ご加入の際は、加入依頼書の記載内容(被保険者のお名前、住所等)に誤りがないようご記入ください。

加入依頼書記載例

愛知県医師会「団体勤務医師賠償責任保険」加入依頼書			
同意文書：申込人(加入者)および被保険者は、募集文書または損害保険ジャパンのホームページに掲載の個人情報の取扱いに同意します。			
保険期間 2024年 4月 1日 ~ 2025年 4月 1日 1年間			
フリガナ	イキョウ タロウ	性別	男 <input checked="" type="radio"/> 女 <input type="radio"/>
氏名	医協 太郎	生年月日	昭和 平成 21年 1月 1日
フリガナ	ナゴヤシヒガシクアオイ 1-18-14		
住所(自宅)	〒461-0004 名古屋市東区葵1-18-14		
電話	自宅：052-123-4567	携帯：090-1234-5678	
勤務先医療機関名 所属	医協病院 整形外科		
日本医師会会員区分	A・A2 <input checked="" type="radio"/> B <input type="radio"/> C・非会員	同種の保険契約の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
申込タイプ	F300型 <input type="radio"/> F200型 <input checked="" type="radio"/> F100型 <input type="radio"/> その他(____型) E-1型(日医A会員・A2会員用)	①保険料	51,568 円
医療付随業務特約	<input checked="" type="radio"/> 追加する <input type="radio"/> 追加しない (いずれかに○をしてください。記入なき場合は「追加しない」とします。)	②追加保険料	800 円
合計保険料	①+②合計保険料 52,368 円		
振込方法	銀行振込		

<医療機関名>

勤務されている医療機関名をご記入ください。

複数の医療機関に勤務されている場合は、主たる勤務先医療機関名をご記入ください。

2024年4月1日の新規加入申込・契約更新をいただく皆さまへ

●現金振込みの場合

同封書類に記載の払込期日までに保険料をお振込みください。万が一、補償開始日までに保険料の着金を確認できない場合、保険金支払対象外期間が発生します。その場合、補償開始は保険料着金確認後となります。

●口座振替の場合

万一残高不足等で保険料が引き落とし不能となった場合、取扱代理店が保険料を受領後に補償開始となります。

7 医療事故が発生した場合の手続き

万一、医療事故が発生し、相手方より損害賠償の請求を受けた場合(損害賠償請求されるおそれがある場合も含まれます。)には、ただちに所属の都市区医師会または愛知県医師会経由で損保ジャパンまたは取扱代理店にもご通知ください。遅滞なくご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。保険金のご請求にあたっては、損保ジャパンが求めるものを提出していただきます。(※)参照

※被保険者(保険の補償を受けられる方)が損害賠償責任を負う事故が発生した場合は、必ず愛知県医師会ならびに損保ジャパンにご相談いただきながら、被保険者ご自身で被害者との示談交渉を行っていただくこととなります。

※愛知県医師会ならびに損保ジャパンとご相談のない示談交渉は認められない場合がございます。

※事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできない場合がありますので、ご注意ください。

※保険会社が被保険者に代わって示談交渉をすることはできませんのでご注意ください。

※その医療事故の紛争処理が日本医師会賠償責任審査会に付託されたときにはその裁定額を限度に保険金の支払いが決定されます。

(※) No.	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	医師賠償責任保険事故・紛争通知書、罹災証明書、交通事故証明書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書、刑事弁護士費用に関する通知書 など
③	保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、函面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書 など ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票 など
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑤	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手からの領収書、承諾書 など

(注1) 事故の内容または損害の額およびケガの程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

連絡先:愛知県医師会 医療業務部第1課 052-241-4138

損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。

①公的機関による捜査や調査結果の照会 ②専門機関による鑑定結果の照会 ③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査 ④日本国外での調査 ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合

上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。

保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金を支払われない場合がありますのでご注意ください。

2010年4月1日以降発生^{<注>}の事故から保険金のお支払方法が下表のとおりとなります。

	お支払いパターン	保険金のお支払い先
先履行	保険金のお支払い前に被保険者(医療機関)が相手の方(患者等)へ賠償金を支払った場合	被保険者(医療機関)
被害者承諾	被保険者(医療機関)が保険金を受け取るについて相手の方(患者等)の承諾を得た場合	
指図払い	被保険者(医療機関)が相手の方(患者等)へのお支払いを指図した場合	相手の方(患者等)
先取特権行使(※)	相手の方(患者等)による先取特権が行使された場合	相手の方(患者等)

(※) 先取特権を行使する場合には、被害者が裁判所に所定の文書を提出し、保険金請求権を差押えることとなります。

裁判所は厳格な証明書類を申立て者である債権者(被害者)に対して求めることになることから、実際に行使されるケースは、被保険者(加害者)に破産手続開始の決定があったような場合など、一定のケースに限定されるものと想定されます。

<注> 補償の対象となる事故は、医療上の事故の場合、保険期間中に損害賠償請求を提起されたものにかぎりま

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。
加入者ご本人以外の被保険者(保険の補償を受けられる方。以下同様とします。)にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

この保険のあらまし

- 商品の仕組み: この商品は賠償責任保険普通保険約款に医師特約条項等をセットしたものです。
- 保険契約者: 公益社団法人愛知県医師会
- 保険期間: 2024年4月1日午後4時から1年間となります。
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等:
引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載していますので、ご確認ください。
- ① 加入者: ご本人または勤務先医療機関の開設者あるいは管理者の先生が愛知県医師会の会員
- ② 被保険者: 医療施設(一般医院・診療所、歯科診療所、病院、介護老人保健施設、介護医療院)に勤務されている医師
※医療施設(一般医院・診療所、歯科診療所、病院、介護老人保健施設、介護医療院)を開設あるいは管理されている方の開設者責任、管理者責任は補償の対象外となります。
- ③ 募集締切: 本パンフレット表紙記載の募集締切のとおり
- ④ お支払方法: 同封の払込依頼書にてお振込み願います。なおご継続で口座振替の手続きをされている先生は、指定口座より振替させていただきます。変更・中止の場合はお申し出ください。
- ⑤ お手続方法: 別紙の加入依頼書に必要事項ご記入のうえ、返信用封筒にてご返送ください。
なお、ご継続で口座振替の手続きをされている先生の場合、変更・中止のお申し出がない場合は前年と同等条件にて更新させていただきます。
- ⑥ 中途加入: 保険期間の中途でのご加入は、随時、受付をしていますので、取扱代理店までご連絡ください。
- ⑦ 中途脱退: この保険から脱退(解約)される場合は、取扱代理店までご連絡ください。
- その他ご注意: 団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

補償の内容(保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合)

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
医療上の事故	<p>被保険者(注1)またはその他被保険者の業務の補助者が日本国内において行った医療(職業上または職務上の相当な注意を怠ったもの)によって、患者の身体に障害(障害に起因する死亡を含みます。)が発生した場合において、被保険者に法律上の賠償責任が発生し、保険期間中に患者またはその遺族より損害賠償請求を提起された場合(注2)、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害賠償金(治療費、休業補償、慰謝料等)および費用(訴訟費用や弁護士報酬など(注3))をお支払します。</p> <p>ただし、1回の事故について損害賠償金は保険金額を限度とします。 損害賠償金の金額が保険金額を超える場合の訴訟費用等は保険金額の損害賠償金に対する割合によります。</p> <p>(注1)被保険者とは、病院・診療所に勤務される医師をいいます。 (注2)争訟費用にかぎっては、損害賠償請求の有無にかかわらず、保険期間中に被保険者もしくはその代理人が身体障害またはその原因・事由を知った場合において、保険金をお支払します。 (注3)損保ジャパンの事前の承認が必要です。</p> <p>○ただし、初年度契約締結前に知っていた(不注意により知らなかった場合を含みます。)身体障害により保険期間開始後に損害賠償請求の提起を受けた場合は保険金をお支払いできません。 (初年度契約とは2004年4月1日以降保険期間を開始する医師賠償責任保険契約で以降の継続契約を除きます。)</p> <p>○いかなる場合も医療機関の開設者の責任を肩代わりするものではありません。</p>	<p>直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる賠償責任については保険金をお支払いしません。</p> <p>①被保険者の故意によって生じた賠償責任 ②海外での医療行為に起因する賠償責任 ③美容を唯一の目的とする医療に起因する賠償責任 ④医療の結果を保証することにより加重された賠償責任 ⑤名誉さ損または秘密漏えいに起因する賠償責任 ⑥所定の免許を有しない者が遂行した医療に起因する賠償責任 ⑦戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた賠償責任 ⑧地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた賠償責任 ⑨被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任 ⑩被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任 ⑪医療施設(設備を含みます。)、自動車、車両(原動力がもっぱら人力である場合を含みます。)の所有、使用または管理に起因する賠償責任</p> <p style="text-align: right;">など</p>

■保険を継続しない場合や廃業による保険契約を解約する場合(損害賠償請求期間延長担保追加条項)

保険を継続しない場合や廃業により保険契約を解約する場合など保険期間終了前に行った医療に起因して保険期間終了後5年以内もしくは10年以内に損害賠償請求を提起された場合に補償する追加条項です。医師賠償責任保険は、保険期間中に医師の責任となる事故により損害賠償請求の提起を受けた場合に保険金をお支払いしますので、保険を継続しない場合や廃業により保険を解約した場合など廃業前の医療行為に起因する事故により損害賠償請求の提起を受けた場合、保険金をお支払いできません。(保険期間中に事故の発生を認識し、解約の申し出前に損保ジャパンに書面にてご通知いただいている場合にはそのかぎりではありません。)しかし、医療行為を行ってから事故が発見され損害賠償請求を提起されるまで相当の時間を要する場合が多く、廃業する場合などこの追加条項をセットされることをおすすめします。損害賠償請求期間延長担保追加条項をセットされる場合、追加保険料が必要となりますので、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

*被保険者が死亡された場合、相続人からのご通知により相続人が被保険者とみなされます。ただし、死亡被保険者にかかわる損害賠償請求をうけた場合にかぎりです。

■刑事弁護士費用担保追加条項

医師賠償責任保険(医師特約条項)にて補償対象外となっていた「刑事事件」に関する弁護士費用・訴訟費用について、補償する追加条項です。被保険者である個人の医師が、日本国内で行った医療行為またはそれに付随する行為に起因して、業務上過失致死傷罪の疑いで保険期間中に送検された場合に、被保険者が弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金額を限度に保険金をお支払いします(起訴後の費用を含みます。)

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
また刑事訴訟に関する弁護士費用	<p>被保険者である個人の医師が日本国内で行った医療行為に起因して、業務上過失致死傷罪の疑いで保険期間中に送検されたとき、被保険者がその刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。</p> <p>※次の費用はお支払いの対象外になります。</p> <p>①公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護活動に係る弁護士費用 ②弁護士法に基づく弁護活動を逸脱する行為に係る弁護士費用</p> <p style="text-align: right;">など</p>	<p>①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ②地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象 ③保険契約者または被保険者の故意によって生じた刑事事件 ④被保険者の有罪の確定(注)がなされた刑事事件 ⑤被保険者と世帯を同じくする親族の死傷に関する刑事事件 ⑥被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人の死傷に関する刑事事件 ⑦美容を唯一の目的とする医療に起因する刑事事件 ⑧所定の免許を有しない者が行った医療に起因する刑事事件 ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師が行った医療に起因する刑事事件は除きます。</p> <p style="text-align: right;">など</p> <p>(注)有罪の確定…第一審、控訴審または上告審の判決により、有罪が確定することをいいます。ただし、第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合におけるその第一審またはその控訴審の判決を除きます。</p>

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと

- (1) クーリングオフ
この保険はクーリングオフの対象とはなりません。
- (2) 告知義務(ご契約締結時における注意事項)について
○保険契約にご加入いただく際は、ご加入されるご本人が署名または記名捺印ください。

○加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。

- (1) 保険契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

<告知事項> **加入依頼書等および付属書類の記載事項すべて**

- (2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

(注) 医師賠償責任保険における告知事項のうち危険に関する重要な事項とは、加入依頼書等の以下の項目をいいます。

- 被保険者欄(追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。)
- 日本医師会の会員区分 など

(3) 通知義務(ご契約締結後における注意事項)について

- (1) 保険契約締結後、以下の事項に変更が発生する場合、あらかじめ(※)取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご連絡いただく必要はありません。

■加入依頼書等の記載事項の変更

(例) ①日本医師会の会員区分の変更

②保険金額等ご契約内容を変更される場合

③標榜科目を変更される場合 など

(ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。)

(※) 加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご連絡ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご連絡が必要となります。(ただし、その事実がなくなった場合は、損保ジャパンに通知する必要はありません。)

- (2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ご連絡いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。

●ご加入者の住所などを変更される場合

- (3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。

- (4) 重大事由による解除等
保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

(4) 責任開始期

保険責任は保険期間初日の2024年4月1日午後4時から開始します。

※保険期間の途中でご加入する場合は随時受け付けておりますので、取扱代理店までご連絡ください。

(5) 主な免責事由(保険金をお支払いできない主な場合)

主な免責事由につきましては、本パンフレットの「保険金をお支払いできない主な場合」をご確認ください。

(6) 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

損害賠償請求がなされるおそれのある身体障害の発生等をご認識されている場合は、解約の申し出をいただく前にその原因・事由を知った日からその日を含めて60日以内に書面で取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ご連絡いただいた場合、保険期間終了後5年間は原因・事由による

損害賠償請求による保険責任を延長します。(ただし、損害賠償請求を受けた時点で、損保ジャパンで医師賠償責任保険契約がある場合または他の保険契約等(※)がある場合を除きます。)

(※) この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

(7) 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

(8) 個人情報の取扱いについて

保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

(9) 指定紛争解決機関

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

[ナビダイヤル]0570-022808<通話料有料>

受付時間: 平日の午前9時15分から午後5時まで

(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

(10) その他

●この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。

●医師特約については、海外において損害賠償請求を提起された場合も補償対象となりますが、対象となる業務は日本国内で行う業務にかぎります。補償の対象となる事故は、医療上の事故の場合、保険期間中に損害賠償請求を提起されたものにかぎります。

●この保険契約では、被保険者の使用人その他被保険者の業務の補助者を被保険者とするこの保険契約と同種の保険契約等(この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。)がある場合に、責任割合相当分について、求償権を行使する場合があります。

お問い合わせ先

【取扱代理店】

名医株式会社

(名古屋市医師会協同組合指定代理店)

〒461-0004 名古屋市中区丸の内3-22-18-14

TEL:052-933-1620 FAX:052-933-1728

(受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、次の事故サポートセンターへご連絡ください。

【事故サポートセンター】 0120-727-110 受付時間 ◆平日/午後5時から翌日午前9時まで ◆土日祝日(12月31日から1月3日を含みます。)/24時間

【募集文書作成担当】 損害保険ジャパン株式会社 名古屋企業営業部金融公務室

〒460-8551 愛知県名古屋市中区丸の内3-22-21 TEL:052-953-3894 (受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)

【引受保険会社】

損害保険ジャパン株式会社

名古屋企業営業部金融公務室

〒460-8551 名古屋市中区丸の内3-22-21

TEL:052-953-3894 FAX:052-953-3695

(受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)

■取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいても有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

■このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)

ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

■4月1日からの加入者証は6月に発送予定ですので大切に保管してください。万一、加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。